

○筑波大学学群学生の他大学等における授業科目の履修等に関する法人細則

〔平成17年7月7日〕
〔法人細則第18号〕

改正 平成19年法人細則第8号
平成23年法人細則第23号
令和2年法人細則第6号
令和2年法人細則第19号
令和4年法人細則第5号

筑波大学学群学生の他大学等における授業科目の履修等に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、筑波大学の学士課程の学生に係る筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第36条に規定する他大学等における授業科目の履修等の取扱い、同規則第37条に規定する入学前の既修得単位等の取扱い及び同規則第51条に規定する留学に関し必要な事項を定めるものとする。

(他大学等及び外国の大学等との協議)

第2条 学群学則第36条第1項に規定する他大学等との協議及び同規則第51条第1項に規定する外国の大学等との協議は、次に掲げる事項について、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群又は医学群にあっては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群又は芸術専門学群にあっては専門学群教育会議、グローバル教育院にあってはグローバル教育院会議、総合学域群にあっては総合学域群運営委員会（以下「教育会議等」という。）の議を経て、学長が行うものとする。

- (1) 授業科目の範囲
- (2) 対象となる学生数
- (3) 単位の認定方法
- (4) 履修期間
- (5) 授業料等
- (6) その他必要な事項

(履修又は留学の手続)

第3条 前条の協議が成立した他大学等又は外国の大学等において授業科目の履修を希望する学生は、当該他大学等又は外国の大学等が定める期間内に所定の申請ができるよう、あらかじめ、所属する学群、グローバル教育院又は総合学域群（以下「学群等」という。）の学群長、グローバル教育院の教育院長又は総合学域群長（以下「学群長等」という。）に対し、当該他大学等又は外国の大学等が定める書類をもって願い出なければならない。

2 前項に規定するもののほか、外国の大学等における授業科目の履修を希望する学生は、別に定める留学願及び留学計画書を所属する学群等の学群長等に提出しなければならない。

(履修又は留学の許可)

第4条 前条第1項の願出があったときは、学群長等は、教育会議等の議を経て、他大学等又は外国の大学等に依頼し、その承認を得て、当該他大学等での授業科目の履修又は当該外国の大

学等への留学を許可する。

- 2 総合学域群長は、翌年度を含む期間の外国の大学等への留学を許可した場合には、その旨を移行統括委員会に報告するものとする。
- 3 学群長等は、外国の大学等への留学を許可した学生に対し、別に定める留学許可書を交付するものとする。

(履修報告書等の提出)

第5条 前条の規定により他大学等での授業科目の履修又は外国の大学等への留学を許可された学生(以下「派遣学生」という。)は、履修期間又は留学期間が終了したときは、別に定める履修報告書に成績証明書を添え、所属する学群等の学群長等に提出しなければならない。

(履修又は留学の許可の取消し)

第6条 学長は、派遣学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、他大学等又は外国の大学等の長と協議の上、第4条の許可を取り消すことができる。

- (1) 学業成績不良で成業の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 派遣学生として他大学等又は外国の大学等の規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
 - (3) その他許可を取り消すべき行為があると認められるとき。
- 2 学長は、前項の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、当該派遣学生に対応する教育会議等の意見を聴くものとする。

(単位の認定の対象となる学修等)

第7条 学群学則第36条第3項の法人細則で定める学修は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第29条第1項の規定に基づき文部科学大臣が別に定める学修とする。

第8条 学群学則第37条第1項の法人細則で定める単位は、学生が筑波大学入学前に、学校教育法(昭和22年法律第26号)第105条に規定する特別の課程の履修により修得した単位、外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位及び科目等履修生として修得した単位とする。

(卒業の要件となる単位としての認定手続)

第9条 学群学則第36条第4項(同規則第51条第5項において準用する場合を含む。)に規定する卒業の要件となる単位として認めることを希望する学生にあつては、原則として当該履修期間終了後(留学にあつては留学期間終了後)直ちに、同規則第37条に規定する単位の認定を希望する学生にあつては、原則として学期の始めに、別に定める単位認定申請書に成績証明書等を添えて、所属する学群等の学群長等に願ひ出るものとする。

- 2 学群長等は、前項の単位の認定を行った場合には、別に定める単位認定通知書を交付する。
- 3 総合学域群長が第1項に規定する単位の認定を行うことができる授業科目については、別に定める。

附 則

- 1 この法人細則は、平成17年7月7日から施行する。
- 2 この法人細則の施行の際に派遣学生である者は、この法人細則の規定により、他大学等で

の授業科目の履修又は外国の大学等への留学を許可したものとみなす。

附 則（平19. 3. 27法人細則8号）

- 1 この法人細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第一学群、第二学群、第三学群、医学専門学群及び図書館情報専門学群が存続する間、当該学群に係る他大学等における授業科目の履修等の取扱い、入学前の既修得単位等の取扱い及び留学の取扱いについては、この法人細則による改正後の国立大学法人筑波大学学群学生その他大学等における授業科目の履修等に関する法人細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平23. 9. 29法人細則23号）

この法人細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（令2. 2. 27法人細則6号）

この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令2. 10. 22法人細則19号）

この法人細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令4. 2. 24法人細則5号）

この法人細則は、令和4年4月1日から施行する。